部会 A 10 時 \sim 12 時 15 分 司会 平井和子

パネル「敗戦・被占領と日本社会の再秩序化—神崎清コレクションから見えてくるもの—」

報告者:加藤千香子,ファンデルドゥース瑠璃,齋藤葵,真辺駿,松永健聖,黒岩漠,平井和子

本パネルでは、「売春」問題に関する「神崎レポート」で知られる神崎清(1904-1979)の残した大量のエゴ・ドキュメントを含む一次資料(以下「神崎コレクション」)をもとにした研究成果を報告する。敗戦後、占領から講和による独立を経て日本社会の再秩序化がなされていく時期を、神崎のレンズを介して多方向から検証する。再秩序化がどのようなものであるか、長い戦後史に与えた意味を考える。神崎コレクションの概要については加藤報告で述べる。ファンデルドゥース報告は、女性と秩序に関する神崎のまなざしの変遷を視覚化し、社会文化背景、法制度、人間関係など影響因子を明示する。

さて、歩みこそゆっくりではあるが、近年、日本のフェミニズムは、戦後社会の秩序となってきたセクシュアリティや性売買にまつわる制度に見直しを迫っている。1907年制定以来続いていた刑法の強姦罪は2017年に「強制性交罪」、23年に「不同意性交罪」・「不同意わいせつ罪」に変った。22年には「困難な問題を抱える女性支援法」が制定され、これに伴い売春防止法(1956年成立)も「転落女性」の「保護更生」をうたう第3章と第4章のくびきから解放された。売防法の下で「性行又は環境に照らして売春を行う恐れのある女子」の「補導処分」と「保護更生」を担ってきた婦人相談所は、多様な女性の支援ニーズに応える「女性支援センター」へ方向転換がなされた。また、「売春」者の処罰を明記する第5条の削除を求める動きも胎動している。

一方、売春防止法成立に関する研究では、同法が抱える矛盾(性売買を禁止しながら買う側は不処罰/性売女性への逸脱者視)を指摘しつつも、売防法が「明治以来の廃娼運動の結実であり」、「国家による性の管理・支配からの解放」の意味を重視し評価する立場と、当事者女性たちの声が聞き届けられないまま「売春」が公序良俗を乱すものと位置付けられ、女性たちに不断の娼婦化を強いる構造にメスを入れられなかった点を重視し否定する立場に分かれる。売防法がどのような審議を経て成立したのかについても、赤線従業婦組合と女性国会議員(+市民的女性団体)の齟齬、政府と女性国会議員、男性議員(+売春業者)と女性国会議員の攻防に注目する研究、占領軍との関係に注目する研究などに分かれている。

神崎コレクションは、このように売防法一つとっても議論が分かれる問題に多くの資料を提供する。齋藤報告は、資料から性売買当事者である「新吉原保健組合」の女性たちの声を拾い上げ、彼女たちの活動を明らかにする。「婦人保護事業」に関しては、売防法の「保護・更生」のあり方の一つのモデルとなった神奈川県の婦人保護施設(若草寮)について真辺報告が具体的に論じる。松永報告は、基地周辺の「子どもを守る」というスローガンの下、神崎が関わった「日本子どもを守る会」(1952年設立)の環境浄化運動を検証する。黒岩報告は、敗戦直後を象徴する焼跡世界に出現した「パンパン」と呼ばれた街娼たちに焦点をあて、神崎と同時代の思想家との異相を論ずる。平井報告も神崎が渉猟した「パンパン」たちに関する一次資料をもとに、ジェンダーの視点から神崎が目指したあるべき日本の姿(再秩序化)を批判的に検証する。

以上、現在の日本の性をめぐるさまざまな問題の原点となる1940年代後半から50

年代に神崎が集めた資料を提示し、今後の議論に向け新しい視点を提供したい。

・加藤千香子「神崎清コレクションの概要と神崎清の活動」

本報告では、神崎清が売春や児童の問題に精力的に関わっていた敗戦後の日本占領期から 1950 年代を中心に、神崎の活動経歴とそれに関わる資料の概要を示す。戦前には明治文学研究者、少女小説や『吉岡弥生伝』をはじめとする女性伝の作家であった神崎は、戦後はルポライター、評論家でありながら、占領下のラジオ放送での女性啓発、文部省の児童憲章制定を担い、講和独立前後からの売春防止法制定運動や「子どもを守る」運動に深くかかわっている。神崎清の活動全体についての本格的な検証はなされてはいないが、敗戦後の神崎が、占領から講和独立後の 1950 年代にかけて国民国家としての再秩序化の過程で、女性や子どもに関わる新たな制度やモラル形成の先導役をつとめたことは確かである。

報告では、まず、敗戦後における神崎の活動の紹介とともに、今回見つかった神崎が蒐集・保管していた大量の資料がどのようなもので、そこから日本戦後史のどのような側面が見えてくるのか示すことに重点をおく。資料には、戦前の明治文学研究関係、ライフワークとなった大逆事件関係、戦後の性売買、女性保護、児童福祉、日本子どもを守る会、基地問題、原水禁運動、冤罪事件支援、山谷、日中・日ソ・日朝友好運動、社会党、労働運動、革新都政・区政運動など、占領期から神崎が亡くなる1979年までのものがある。今回対象とする占領期から1950年代の資料の内容は、おおよそ次のようなものである。①神崎の日記や手帳、関係者との書簡類等のエゴ・ドキュメント、②神崎が関わった諸団体や諸委員会・審議会の書類、記録・報告書等、③ルポルタージュ執筆の調査過程で当事者・関係者、警察・行政などから蒐集した資料、④調査過程で記録された当事者からの聞きとりメモ、⑤神崎が執筆したルポや論考、記事が掲載された本、雑誌、新聞。

報告では、これらについて詳しい紹介を行なうが、こうした資料と当時の神崎の活動をつきあわせていくことで、戦後史において神崎が何を問題とし、どのような影響力を発揮していたのかを今後考察していくことが可能となると考えている。

・ファンデルドゥース瑠璃「神崎清の視点,源泉、変遷」

本報告では、史学との親和性を持つ社会科学、応用言語学、統計学等の理論的枠組みと手法を援用した神崎コレクションの研究活用例を紹介する。

第二次世界大戦終結から 1950 年代後半の高度経済成長時代黎明期までは、激動の時代として歴史的事象の記録が豊富である反面、占領下の GHQ 検閲や教育への関与が終了した後も、報道における自己検閲的思考が根強く残ったため、復興期の一般社会の実情を克明に記す現存資料は、総体的に少ない。中でも、性産業の実態とそれを生業とする女性たちの実情に関する資料が乏しく、情報の欠如は彼女らに対する距離感を生み、「社会悪」として処罰の対象とする言説が先行してしまったが故に、一元的イメージが固定化しがちである。これに対して、神崎コレクションの豊富な資料は、「神崎レポート」の多元的な視点の源泉を示唆している。

神崎清は教育者の視点から時代を観察し、終戦後の売春を研究し、著書に考察をまとめているが、当事者やその環境に対する彼のまなざしは、時を経て変化している。占領下の日本と主権回復後の数年を通じて、神崎は女性の解放、貧困問題、基地問題、売春と風紀・社会環境への影響、教育上の影響、労働条件と環境、人権問題の提起、など多岐に渡る観点から、売春という「社会問題」を包括的に捉え、改善策として実際的に「何ができるか」を見出そうとした。

本研究は、神崎の問題意識に焦点を置き、実証的手法を用いて、コレクションの資

料を網羅的にテキスト分析し、神崎の思考的変遷を継時的に視覚化し、説明する試みの一環である。特に本報告では、神崎清が、いつ、どの視点から占領期および復興期の日本社会で秩序の荒廃と再建の状況を観察し、どのような思考を組み立てていったのかを探求する。神崎日記メモを初めとするエゴ・ドキュメントの定性・定量分析を行い、言説表象分析の結果をもとに、女性と秩序に関する神崎のまなざしの変遷を視覚化し、社会文化背景、法制度、人間関係など影響因子を明示化することで、戦後日本の女性に関する「再秩序化」の流れにおいて神崎の視座の展開を考察する。

・齋藤 葵「神崎清コレクションから再考察する新吉原女子保健組合」

この報告では、神崎清コレクションを用いて、新吉原女子保健組合という組織を再 考察する。新吉原女子保健組合は、戦後の新吉原に存在した性売買に従事する女性の 相互扶助を目的として作られた団体である。今までの研究では、藤目ゆき(1997)、ゲ イ・ローリー(2002)、サラ・コブナー(2012)などによって研究がされてきた。これ らの研究で用いられた主な一次史料は、新吉原女子保健組合が1950年代に出版した 『婦人新風: 新吉原女子保健組合機関誌』もしくは『赤線従業婦の手記 明るい谷 間』である。これらの史料は新吉原の女性の生活や心情を理解するのに有効である。 一方で、新吉原女子保健組合を取り上げたメディアや一般出版物としては高橋渉の 『女の組合』があり、『性暴力問題資料集成第I期』に収められている。神崎清も『売 春―決定版・神崎レポート』においてこの組合について書いている。これらの外部者 によって書かれたものは、新吉原女子保健組合を客観的に理解する上で貴重である が、二次史料で用いられた情報の出所は今まで不明であった。しかし、今回神崎清資 料が発見され、その中に神崎が蒐集した新吉原女子保健組合の内部資料や組合に関わ っていた人々へのインタビューノートが含まれていた。そこからは当時の女子保健組 合や組合員女性を取り巻く環境が細かく記されている。例えば、元組合長が神崎宛て に送った手紙からは、カフェー業者との問題に対処しなければならない一方で、行政 や世間からの批判に対しては業者と共闘しなくてはならなかった苦悩が綴られてい る。これら発見された資料を元に、今まで不明瞭であった 1940 年代後半に新吉原女子 保健組合がどのように成立し活動をしていたかを報告する。

・真辺駿「神奈川県における婦人保護事業:若草寮長・長島重三郎に着目して」 敗戦後の「売春」の広がりを問題視していた神崎清は、女性を売春に向かわせない ための「保護・更生」を重視していた。では、そうした「保護・更生」が具体的な地 域社会のなかでどのように実施されていたのだろうか。本報告では、1948 年神奈川県 横浜市磯子区に設置された若草寮の初代寮長であった長島重三郎を手がかりに、神奈 川県の婦人保護事業における「保護・更生」のまなざしと実態を検討する。

敗戦後に社会問題化した「闇の女」対策として 1946 年 11 月 14 日に「私娼の取り締まり並びに発生の防止及び保護対策」(次官会議決定)が各省次官会議にて決定され、それを具体化した厚生省による「婦人保護要綱」が、1946 年 11 月 26 日に社会局長から各都道府県長官あてに通達された。この要綱では「母性保護と社会秩序」の維持が目的とされ、「転落防止」と「更生保護」の具体的な方針が打ち出された。特に「婦人寮」は「転落防止」と「更生保護」の拠点としての活動を実施するよう指示され、その対象は「売春」女性だけではなく「転落のおそれのある」女性を含めた「更生保護」対策であった。

神奈川県ではいち早く、米兵の性病予防のために強制検診を余儀なくされた「売春」女性たちへの「更生保護」を名目として、1945年12月横浜市戸塚区に婦人保護

施設・松風寮が設置された。その後、1946年12月川崎市に白菊荘、1947年横浜市にむつみ荘、1948年同市磯子区に若草寮が開設した。全国に先駆けて設置された松風寮をはじめとする神奈川県での婦人保護事業は、売春防止法の「保護・更生」のあり方の一つのモデルでもあり、本報告ではそのうち若草寮を具体的に取り上げ、どのような「転落防止」と「更生保護」の活動が実施されていたのかを紐解いていく。

・松永健聖「神崎コレクションによる「子どもを守る」運動の可視化:1950年代の売春禁止運動と児童福祉との関連に着目して」

本報告は、評論家神崎清のコレクションから、1950 年代に全国の教育学者や教師、主婦、学生らを広範に巻き込んで展開された「子どもを守る」運動について検討するものである。「子どもを守る」運動は、1951 年に制定された児童憲章をもとに、朝鮮戦争下の米軍基地周辺地域(「基地の街」)に住む子どもたちを「風紀的」「教育的」悪影響から守る目的でおこなわれた運動のことで、1952 年に設立された全国組織である「日本子どもを守る会」(会長:長田新、副会長:神崎清・羽仁説子)を中心に全国各地で展開された。

「日本子どもを守る会」の活動については、「基地の街」に暮らす子どもたちを「守る」ことを目的に、米兵相手に性売買をおこなう「パンパン」と呼ばれた女性たちを追放した運動などが著名である。このように、「子どもを守る」運動は、児童福祉の分野だけでなく、売春防止法の制定に向けて活動を展開した売春禁止運動にも多大な影響を与えたが、一方で、「子どもを守る」運動に関しては、一次史料の不足からまとまった歴史的研究がおこなわれておらず、同時代において売春禁止運動と児童福祉運動がなぜ、どのように交錯していったのかはこれまで明らかにされてこなかった。

本報告では、今回神崎コレクションの中から新たに発見された「子どもを守る」運動に関する史料を検討することで、同時代の「子どもを守る」運動がどのような社会的関係の中で展開されてきたのかという運動の特質を明らかにする。また、売春禁止運動と児童福祉の運動が交錯したことで、「子どもを守る」運動が戦後の売春禁止運動に与えた影響についてもその一端を明らかにしたい。

・黒岩漠「知識人と「戦後復興」~神崎清の思想的位置について~」

本報告では、左派知識人としての神崎清が、第二次世界大戦直後に拡がった焼跡・闇市の世界に対してどのようなまなざしを向けたのか、またそこからの「復興」――再秩序化――にどのように関与していったのかを、特に「パンパン」と呼ばれた街娼たちへの対応に注目して提示する。 また同時に、神崎の議論をほかの知識人の同問題についての見解と比較することで、神崎の思想的位置を見定めることを目的とする。戦時下での大規模空襲と統制経済の実質的崩壊の結果生じた焼跡・闇市の世界は、浮浪児や「パンパン」、闇市を運営するヤクザ・愚連隊といった人びと、あるいは進駐軍の廃棄物を利用した「残飯シチュー」や、飲んだら失明することすらあったとされる粗悪な密造酒である「カストリ焼酎」といった独自の存在とともに記憶されている。そしてそれらの存在は時代の流れのなかで次第に目立たなくなり、いわゆる「戦後復興」がなされていったわけだが、その過程は必ずしも必然的なものではなかった。「復興」を自明視してしまうと、そこにあった様々な葛藤や対立、あるいは失われた政治的・社会的な可能性を見失ってしまうのだ。

本報告は、終戦直後から 1950 年代における神崎の活動・人間関係を以上のような視野 に一度置きなおし、ほかの知識人との比較のなかで再考することを目標とする。神崎に関係する資料としては『娘を売る町―神崎レポート』(1952 年)や『売笑なき国へ』(1949 年)等の既刊本のほかに、神崎清コレクションに含まれる本人の 日記・メモ

といったエゴ・ドキュメント、神崎が蒐集した書類、神崎が性売買に携わった女性たちに行った聞き取り調査のメモ等を使用する。

・平井和子「なぜ神崎清は売春禁止運動にまい進したのか?―神崎が求めたあるべき 日本社会の姿―」

神崎清は売春防止法(1956年制定)の成立に大きな役割を果たした人物として知られている。「神崎が訪れていない赤線や私娼街などない」と言われるほど全国(沖縄を除く)をくまなく歩き、「神崎ルポ」と呼ばれる現地情報を、売買春禁止の立法化をめざす女性国会議員や女性団体をはじめ、世論形成のため社会へ発信し続けた。そのことは今回、神崎コレクションのなかに残された膨大なエゴ・ドキュメント(取材メモやノート、手紙類)で手に取るように実感できる。

戦前、明治文学研究や少女小説、吉岡弥生や奥村五百子などの女性列伝を執筆し、対大陸文化工作の一端も担っていた神崎が、敗戦後(正確には1948年から)一転して性売買問題にまい進するようになったのはなぜか? 神崎自身は「売春問題に首をつっこんだ動機」について、「進駐軍将兵に対して一般婦人のいいたいこと」をある雑誌で特集するにあたり、吉原、上野、横須賀の調査をしたことがきっかけとなり、「環境浄化の必要を痛感」したことにあると言う(『アサヒグラフ』1957年12月15日)。神崎の環境浄化運動の原点には、「一般婦人」の性道徳と相通じるものがあった。

神崎は、戦後の日本社会は「売春・暴力・青少年犯罪」にあふれているとし、そのことを「社会病理」ととらえた。本報告では、1950年代後半、神崎が設立した「社会病理研究所」の趣意書や講演会資料を中心に、神崎が描いたあるべき日本社会(「再秩序化」)を浮き彫りにし、そこに被占領を体験した、日本の知識人男性のジェンダーとセクシュアリティ、ナショナリズムが作用していることをみていきたい。

部会 B 10 時~12 時 15 分 司会 小田原琳

・仲松優子「18世紀ラングドック地方における絹糸生産と女性労働」

近世フランスの工業を扱う研究の多くは、ギルドとその構成員を分析の中心にすえてきたが、実際の労働の現場では、ギルドの組合員として認められていなかった多数の労働者が動員されていた。さらにいえば、多くの職種と労働は、そもそもギルドとして編成されてはいなかった。これらの労働にたずさわった人々の多くは、不安定で低賃金である「補助的な」労働を割り当てられ、そしてその大多数は女性であった。近年の近世ヨーロッパ女性労働史研究は、さまざまな工業において、女性が「補助的」とされるものの、実際には必要不可欠な労働を担っていたことを実証的に明らかにし、当時の経済や社会を理解するうえで、女性労働に光をあてることが重要であることを主張している。

本報告で焦点をあてる絹工業においても、女性労働者が多数をしめていた。絹工業は、養蚕、糸の生産、織布、染色などの加工といった工程をもっていたが、本報告で特に対象とするのは、繰糸や撚糸といった絹糸の生産段階である。

18世紀のフランスでは、リョンが絹工業の中心都市となっていくが、その発展のもとで絹糸の需要が高まり、その後背地として絹糸の生産を担ってくるようになるのが、南フランスのラングドック地方である。ラングドック地方では、16世紀頃より、絹糸の生産が行われていたことが確認されているが、18世紀にはリョンの絹織布産業の発展のなかで、地元の企業家や王権、地域権力によって、こうした労働に「新し

い」産業としての意味が付与されていくことになる。同地方における絹糸生産業は19世紀半ばの絶頂期に向けて、多くの技術改良が試みられるようになり、労働力の集約が開始されていくのである。

本報告では、この18世紀のラングドック地方における絹糸生産において、女性がどのような労働を担い、労働環境や雇用関係はどのようなものであったのか、そしてこれらがどう変化していくのかということを研究対象とする。史料としては、ラングドック地方において王権による経済政策を担っていたラングドック地方長官の関係史料、またラングドック地方の地域権力を代表していたラングドックおよびヴィヴァレ地方三部会の史料を用いる。これらの諸権力のもとには、各組織の命令や議事録だけでなく、行政官の報告書や企業家たちによる請願書などが集積されていた。諸権力は、18世紀の「プロト工業化」の時代に、これまで家内工業として営まれていた生糸の生産を管理下に置き、絹糸の品質を向上させようとしたが、このような労働の組織化への圧力に対して、労働の現場と現地社会ではさまざまな問題が浮上した。この軋轢や紛争に着目しながら、女性労働の実態を明らかにしていくことが本報告の目的である。

・門間卓也「第二次大戦下ユーゴスラヴィアの女性たちの「民族共同体」」

ナチ・ドイツによるユーゴスラヴィア王国への侵攻後、1941 年 4 月には現在のクロアチアおよびボスニア=ヘルツェゴヴィナに跨る領域に枢軸国陣営の一員として「クロアチア独立国」が誕生した。本報告は、同国で政治運営を担ったクロアチア民族主義組織であるウスタシャのジェンダー政策に焦点をあてるものである。その際、「民族共同体」の紐帯としてプロパガンダの対象になった「女性たち」の置かれた社会環境に目を向けながら、統治者であるウスタシャとの関係に規定されたその行為主体性の複雑な側面を明らかにしたい。

ウスタシャが建国当初よりセルビア人やユダヤ人を対象とする排外主義的政策を推し進めたことは確かである (Tomasevich, 2001)。他方で、ウスタシャの強権的振る舞いは独軍の実質的占領下でこそ可能なものであり、「クロアチア独立国」全土で集権化された支配体制を築くことは難しかった (Greble, 2011)。そのため近年の歴史学の領域では、イデオロギーの社会的受容について検証する目的から、それに携わる複数の政治権力者間の相克、ならびに大衆層の応答に注目が集まっている (Yeomans, 2015)。この研究動向に掉さすとすれば、単に「女性たち」を全体主義的体制下の被害者や協力者と見做すのではない形で、統治体制内部におけるパワーバランスに注意しながら、彼女たちの政治実践について検討すべきだろう。

ウスタシャのジェンダー政策は、国家への犠牲的奉仕を厭わない献身さ、そして母親としての「道徳」「倫理性」を兼ね備えた女性像を理想化しながら、伝統的な家父長主義に基づく家族像への回帰を強調するものだった。そのイデオロギーに基づく社会政策として、「クロアチア独立国」では1942年以降、「母子週間」が制定され、全土でチャリティー活動が実施された。この催しは青年教化組織である「ウスタシャ青年団」や「ウスタシャ婦女団」の機関紙を通じて言説化された。その詳細を読み解くことで、ウスタシャが称揚する家族像、ならびに体制側に参画した「女性たち」の見解を確認する。

一方、1943年以降には枢軸国の後退が決定的になり、「クロアチア独立国」でも大衆層はパルチザン勢力の台頭や連合国の空爆に脅威を覚えることになる。その結果、

とりわけ従軍中の家族を案じる母親たちは、ウスタシャの統べる行政当局に対して陳 情を発するほど「主体性」を発揮するようになる。本報告ではそうした「下から」の 声を可視化させるために、「クロアチア独立国」第二の都市であるバニャルカ(ボスニ ア北西部地域)で「女性たち」がいかなる要望を発出していたか分析する(スルプス カ共和国公文書館所蔵史料参照)。

以上の分析を通して、「クロアチア独立国」に敷かれた階層的社会構造の中で複数 の立場に分かれた「女性たち」の行為主体性を明らかにすると共に、果たしていかな る自律性の探求が試みられていたのか、またそれを可能にした社会的条件とは何だっ たのか考察する。

・上尾さと子「中国残留邦人永住帰国者の高齢者問題とジェンダー」

厚生労働省が 2015 年度実施した「中国残留邦人等実態調査」によると、回答者 3654 人(男 1395 人、女 2259 人)の平均年令は 76.0 才で、70 才以上が 93.4%を占めている。2023 年度には平均年令は 80 才半ばになっていよう。また、回答者の 74.2%が「定期的に通院または往診による診療を受けている」、25.8%が「要介護(要支援)認定を受けている」と介護が必要な状態だった。しかし、日本語能力は 23.9%が「片言のあいさつ程度」、5.2%が「まったくできない」という状況であり、近所付き合いでも「立ち話をする程度以上に親しい人がいる」は 35.9%しかない。このように昨今の中国残留邦人永住帰国者は、高齢化による健康不安、日本語が不自由、地域での孤立に直面している。さらに配偶者は帰国者本人よりもっと厳しい状況に置かれている。

中国帰国者の高齢化に伴って、介護が必要な中国帰国者も増えている。しかし、中国帰国者が一般の介護施設を利用するにはいくつかの壁がある。第一に言葉である。帰国時、懸命に覚えた日本語でも現役を退いた後はかなり忘れており、介護者とのコミュニケーションがとりづらい。第二に文化、習慣の問題である。特に介護施設が提供する日本人向けの食事やレクレーションには馴染めない。そのため中国帰国者には中国語対応によるケアサービスが必要となる。

「中国語の対応が可能な介護事業所」は、厚労省が調査を始めた 2014 年度は 118 事業所だったが、2018 年度は 329 事業所、2022 年 9 月 30 日時点で 471 事業所となっている。しかし、中国語で常時対応できるほどのスタッフを配置している施設は多くない。さらに、地域による格差もある。また、その多くはデイサービス(通所介護事業所)で、中国語対応が可能な老人ホーム(居宅介護支援事業所)はほとんどない。中華圏では老後は孫の世話をしながらのんびり過ごすのが理想とされる家族観があることも老人ホームが少ない一因とも考えられる。

介護の担い手の問題もある。現在、公益財団法人中国残留孤児援護基金は、帰国者 関連事業として「介護関連資格取得援助」を行っている。これは、中国語が話せる介 護従事者を増やすため、介護関連資格の取得を目指す二世三世等に受講費等を援助す るものである。この制度は、二世三世の雇用拡大という側面はあるものの、受講を終 えて介護者になるのは大半が女性である。発表者は、今年、大阪にある某中国帰国者 向けデイサービスのスタッフや利用者に対してインタビュー調査を行った。そこで得 た知見をもとに、現在、高齢者問題に直面する中国帰国者について考えたい。

・中澤登水子「国際刑事司法におけるジェンダーに基づく迫害・国際刑事裁判所 検察局による規定の解釈」

国際刑事裁判所規程(規程)7条1項(h)は「ジェンダーに基づく迫害」を人道に対する犯罪を構成する犯罪として明示する。そして、同条3項は、ジェンダーを

「社会の文脈における両性、すなわち、男性及び女性をいう。「ジェンダー」の語は、これと異なるいかなる意味も示すものではない」と定義する。条文に定義が挿入された点が評価される一方、定義の内容に対しては批判がある。この定義が性的少数者を含まず旧来のジェンダー観にとどまっているという批判である。本発表は、同裁判所検察局(OTP)が規程のジェンダー定義をいかに解釈しているのか、ジェンダーに基づく犯罪をいかに把握しようとしているのかを調査し、明らかにすることを目的とする。

ジェンダーに基づく犯罪に関しOTPは二つ政策を発している。2014年の「性及びジェンダーに基づく犯罪に関する政策文書(14政策)」と2022年の「ジェンダー迫害罪に関する政策(22政策)」である。両政策は、条文の適用及び解釈において「国際的に認められる人権に適合したものでなければならない」とする21条3項を確認し、他の国際法を参照しようとする点で共通する。14政策は、規程の「ジェンダー定義は女性と男性とに割り当てられた(社会的)役割を認めている」とし、ジェンダーに基づく犯罪を「役割ゆえに男性もしくは女性」になされる犯罪であるとする。22政策は、14政策を継承しつつ、「ジェンダーは社会によって異なり、時代に応じ変化しうる」とし、21条3項をさらに柔軟に適用する。また、ジェンダーに基づく犯罪を「女性、男性、子供及びLGBTQI+」に対する犯罪であると、性的少数者を示す語を挙げながら説明する。そして、その犯罪行為は「ジェンダー規範を逸脱している…人物を罰」するために行われるとする。それゆえ、犯罪の背後にある差別を理解する必要があると示される。このように、OTP は旧来のジェンダー観を超えようとする解釈を示し性的少数者が被害者となりうると明言した。

現在、ジェンダーに基づく迫害を含む事件で犯罪事実の確認まで至った事件は3件で、アル・ハッサン事件(犯罪事実の確認は2019年)、アリ・クシャイブ事件(2021年7月)、サイード事件(2021年12月)である。ハッサン事件は、容疑者側が女性に対して厳しい制限を課し、従わない人物に対し投獄等をした事案である。「ジェンダー規範」を逸脱する人物に対する加害行為をジェンダーに基づく犯罪と位置づけ、犯行が差別的に行われたとするOTPの主張は、上記政策方針と合致する。この解釈は、規範から逸脱しているとレッテルを貼られ、差別されてきた性的少数者に対する迫害行為の立件に影響を与える―ジェンダーに基づく犯罪に関する歴史的な一歩となる―だろう。ただし、後二つの事件におけるOTPのアプローチは異なる。両事件では被害者が特定の民族集団出身の政敵男性である。OTPは、兵士という男性に割り当てられた社会的役割を、種族等に基づく迫害に結びつけ、ジェンダーに基づく迫害を提起した。複数のアプローチが一つに収れんされるのか、現時点では不明である。

以上のように、規程に対する批判は、少なくとも OTP の解釈については、的中しない。今後ジェンダーに基づく犯罪を OTP がいかに提起し、裁判部がいかに判決するのかについて、観察及び分析の継続を今後の課題とする。

部会 C 10 時~11 時 40 分 司会 前川直哉

・星乃治彦「明治期「男の契り」の諸相」 天保の改革以降頓に「衰退」していたとされる男性間の「契り」の環境は、幕末期 に入って一変することになる。佐幕側では会津、新選組、倒幕側では薩摩、土佐を中心に、いずれも「契り」の伝統が強い地域が中心となって抗争を続けた。とくに薩摩は「賤のおだまき」を理想に、郷中教育によって「契り」を固めた。その薩摩が中心となって戊辰戦争で勝利したことは、明治政府の「富国強兵」によって作り出される軍隊の性格を決定づけたと考えられる。稲垣足穂も「〔男色は天保の改革以後〕、衰退の途(みち)を辿っていたところ、明治維新となって、四国九州の青年らによって彼らのお国ぶりが、京都や東京にもたらされた」(『少年愛の美学』)と言う。

女性と遮断された空間で、厳しい上下関係の中で、「強い男になる」教育的機能を伴いながら、信頼関係を培う中で、儀式として「契り」は結ばれる。その結びつきの強さの表出として美少年と交わり義兄弟となり、結束をさらに固め、共通の目標・「敵」に対する戦闘行為ないしは仇討の中で、最後は自決するか共に散るのが美学であった。男の「契り」は、容易にテロリズムや暴力を伴う「男の」日本的特質を形成していき、土佐藩による堺事件など、生死を懸けた想像を絶する形をとるようになり、後世には日中戦争を中心とする日本軍の「野蛮」を支えるものとなったと考えられる。

そこでは、俗に「西洋からの影響を受けて」制定されたとされる鶏姦条例も定着せず、むしろ近代制度によって誕生した寄宿舎、軍隊など男性だけの空間の中で、「契り」は許容され、「日本人男性」が製造されていった。明治30年代になると、「恋愛」の発見の中で、代償的・機能的同性愛とだけは言えない「男の契り」が文学者たちによって言説化されることとなる。それは、川端康成の『少年』、志賀直哉、里見弴、菊池寛、大杉栄、折口信夫など枚挙に暇がない。その一方で、嫉妬による殺人、強制猥褻など、「不良行為」がこの期蔓延るようになり、社会問題化した。ここには、「同性愛」「ホモソーシャル」の従来の理解とは位相を異にする現象が現れてきている。

桃太郎など、日本の「男の」おとぎ話を再生させた巌谷小波も、こうした世界に生きたが、1901 年ベルリン留学中にマグヌス・ヒルシュフェルトと接触をとり、小論を寄稿している。男色の紹介した後、一貫して男色擁護論を展開した。ただ、ドイツ側の関心を惹きつけたのは、幕末の浮世絵に代表されるユニセックスな文化であったはずの日本が突如硬質な男の世界への転換を果たして誕生した日本軍の強さの秘訣であった。とくにオーストリア=ハンガリー帝国の民族学者・性科学者フリードリヒ・ザロモン・クラウスなどは、「同性愛的な関係の中でも、古いサムライ精神が、1868年前の旧い時代にはなかったほどすばらしく、満州の戦場でよみがえった」と考える。つまり明治30年代の時点で、現代日本にまで影響する「契りの文化」の岩盤が次第に醸成されていたことを知る。本報告は、男性性―暴力―戦争の中で、おもに明治期の「契り」を、歴史的に位置づけようとする試みである。

- ・福永玄弥「東アジアにおける宗教右派とジェンダー・バックラッシュ:台湾と韓国のプロテスタント右派による反同性愛運動を中心に」
- 21世紀の国際社会において「性的マイノリティの権利は人権である」(LGBT rights are human rights)とする言説が主流化し、性的マイノリティの人権・権利が政治的関心を集めている。東アジアでも 1990 年代以降、レズビアンやゲイ、バイセクシュアルやトランスジェンダーといった個別的アイデンティティ、あるいは「性的マイノリティ」や「LGBTQ」といった集合的アイデンティティに依拠した社会運動が興隆し、ヘテロノーマティヴィティに対する異議申し立てがおこなわれてきた。

本発表が扱う台湾は、2010 年代には「アジアでもっとも LGBT フレンドリーな社会」として国内外で称賛されるほど (The New York Times, October 29, 2014)、性的マイ

ノリティの人権保障という点においてアジア地域でプレゼンスを発揮している。2000 年代にはジェンダー平等教育法(性別平等教育法、2004 年制定)やジェンダー労働平等法(性別工作平等法、2007 年改正)といった立法・法改正によって学校や職場における性的指向やジェンダー・アイデンティティにもとづく差別は禁止され、2019 年にはリベラルな蔡英文政権下で同性婚の法制化が実現した。そして 2010 年代の台湾社会では、性的マイノリティの人権保障に消極的とされる中国とは対照的に、国家としての優越性や寛容さを国際社会にアピールするホモナショナリズム(homonationalism)が主流化している。韓国でもセクシュアリティを人権と紐づける認識が社会に浸透し、国家人権委員会法(2000)や自治体の条例(学生人権条例)が性的指向とジェンダー・アイデンティティにもとづく差別を禁止し、保守的なことで知られる軍隊も同性愛者の兵士の権利保障を標榜する規則令を公表している。

他方、性的マイノリティの人権保障を推進する政治に対して、東アジアでは 2000 年代以降、右派のバックラッシュが台頭して大きな発展を遂げた。本発表では、台湾と韓国のジェンダー・バックラッシュが「反同性愛」を標榜するプロテスタント右派によって動員されてきた歴史に注目する。韓国のプロテスタント右派が近年トランスジェンダーを新しい標的として保守フェミニストと共闘する動きを見せているのに対し、台湾では同様の動きが見られないといった相違はあるものの、いずれの社会においてもプロテスタント右派が中心的な役割を担うことで同性愛者の人権保障を標的(ターゲット)とした保守層の幅広い市民連合を組織化・動員することに成功している。

本発表では台湾と韓国におけるジェンダー・バックラッシュを比較しつつ、宗教右派による性政治への介入を、グローバル冷戦の終焉による地政学の変化、さらには民主化を背景にした政治体制の変動や社会規範の変化に位置づけて批判的に検討する。右派のバックラッシュをナショナル/トランスナショナルな展開から考察する本発表の知見は、トランスジェンダーに対する憎悪の動員という点でフェミニズムが右派のバックラッシュに取り込まれつつある日本の現状を反省的に再考するうえでも有益な視座を提供するだろう。

・洲崎圭子「言語の間隙でクィアを実践することーシルビア・モロイと南北アメ リカ社会」

スペインによる植民地化を経て独立後、ラテンアメリカの国々は、ヨーロッパや米国を中心とした西洋文明社会に組み込まれるべく、近代国民国家の創成に向けてさまざまな策を繰り出した。1959年のキューバ革命の成功が、文学活動を担う旗手たちに活力を与えたといわれているように、ラテンアメリカ地域に特有の文学作品を生み出すこととなったのが20世紀なかばである。とはいえ、革命期の熱気が冷めるにつれ、キューバにおいては同性愛者が弾圧を受けた結果、キューバ人作家レイナルド・アレナスはボート難民となって米国に亡命を余儀なくされた。彼の自伝的小説『夜になる前に』(1992)は、彼の自殺後の出版となっている。アルゼンチン生まれのマヌエル・プイグは、共産主義に抗する作品を書いていたことから、やはり祖国を去ることとなった。革命組織のメンバー員と、未成年者との交際で投獄されたトランスジェンダーの同性愛者との獄中での交流を描いた『蜘蛛女のキス』(1976)は、ペロン政権下では出版がかなわなかったという状況があった。この二例からラテンアメリカすべてを敷衍することは慎まなければいけないが、同地の作家たちが繰り出す作品は、公的記録を踏まえるそぶりを演じつつ個人的な経験にこだわって自己を称賛していると、アルゼンチン生まれのシルビア・モロイは断言する。

1972年にプリンストン大学でテニュアを獲得した初の女性教授となったシルビア・モロイ(1938~2022)は上述してきたように、文学における同性愛についての研究というラテンアメリカにおけるまったく新しい分野を、ヨーロッパ中心主義を拡大し、ラテンアメリカ文学批評の同性愛嫌悪的な言説を俎上に載せた最初の研究者でもある。父方に英国人、母方にフランス人の血を引くモロイは、1967年にソルボンヌ大学で博士号を取り、その後没するまで、米国のいくつかの大学で教鞭を取った。ラテンアメリカ特有の男性優位主義すなわちマチスモと文学の関連性についていちはやく着目したロバート・マッキー・アーウィンとの共編著『ヒスパニズムとホモセクシュアリティ』は、1998年の出版である。この論考には、20世紀半ば、近代国家として体をなしていくラテンアメリカ社会で多く出回った文学作品において、女々しいそぶりや同性愛者が嫌悪され周縁化された状況が描かれたことを扱った論考などが多く収録されている。

文学者として、ラテンアメリカ文学批評におけるジェンダーに関わるテーマを初めて取り上げた功績が大きいといえるモロイは、他方において、自伝的なテーマのもと自らも創作活動を実践した作家であった。本発表においては、ラテンアメリカ文学にみられるレズビアンとゲイ表象の研究という新しい分野を、ヨーロッパ中心主義をずらすことで同性愛嫌悪的な同地域の言説を可視化させたシルビア・モロイについて、その業績を再評価するとともに、複数言語の環境で育ち、自らも同性愛者であることを標榜していた彼女の創作について、ラテンアメリカ地域初のレズビアン小説とされている『不在証明書』(1981)を中心に、英仏西の三言語を駆使してきた自らの人生を自伝的に振り返った小説『言語の間隙に生きる』(2016)と併せ、その作品傾向を概観する。

部会 D 10 時~11 時 40 分 司会 嶽本新奈

・江口布由子「1890年代―1920年代のオーストリアにおける女性運動とセクシュアリティードイツ語メディアを中心に」

本発表では、1890 年代から 1920 年代にかけてのオーストリアの女性運動が、セクシュアリティ、とりわけ「売春問題」にどのように向き合ったかについて論じる。オーストリアの女性運動は活動的なものではなく、女性運動史において特段に言及される存在ではない。当時の活動家たち自身も、オーストリアの女性運動を後進的なものと認識していた。実際、当時の最重要テーマである参政権獲得と売春についても、オーストリアの女性運動の議論は先鋭的なものではなく、政治的・社会的に影響力は非常に限定的だった。当然ながら、だからといって論じる価値がないというわけではない。むしろ「後進的」な存在を丁寧に描き出すことは、女性運動を単一軸で測ろうとする動きへの批判の一助となるだろう。

本報告の始点である 1890 年代のオーストリアはハプルブルク君主国の西半分(チスライタと呼ばれる地域) あるいは全体を指していた。周知のように、このオーストリアは多文化・多言語状況にあったが、19-20 世紀転換期には大衆的なナショナリズム運動が台頭していた。これと連動しながらブルジョワ女性運動もまた―そこには国際女性評議会や国際婦人参政権同盟への代表問題も伏角関係していたのだが――国民別に組織化されていった。つまり、機関誌やパンフレットについても複数の言語で発刊

されていたことになるが、本報告では、主にドイツ語メディアを分析対象とする。したがって「ドイツ系」の動きが中心となるが、1918 年の君主国解体以後も東中欧全域にこのネットワークは維持されていたと過程する。

ドイツ系の女性運動が売春問題に強い関心を示すようになったのは、売春スキャンダルが相次いでメディアを賑わせた 1890 年代後半のことだった。1894 年には中心組織の1 つである全オーストリア女性協会(Allgemeiner Österreichische Frauenverein)が社会民主党の下院議員を通じて帝国議会に、廃娼論に則った売春宿の禁止と売春規制撤廃をもとめる請願書を帝国議会に提出した。この請願は、議会の衛生委員会において「専門家」たる男性の医師たちから徹底的に批判され拒絶されたが、1898 年には、国際管理制度廃止連盟の会議に、初めて全オーストリア女性協会の代表が送られることとなった。だが、先行研究によれば、国際的な活動に参与しながらも、彼女たちが手本としたイギリスやオランダとは異なり、デモやビラ配りなど公的な場での行動はほとんどなく、女性運動の廃娼論は基本的にイルマ・トロル=ボロスチャニ(Irma von Troll-Borostyani)やローザ・マイレダー(Rosa Mayreder)といった著作家たちによる先鋭的なルポルタージュや小説として表現された、とされる。

本報告では、先行研究の成果を踏まえつつ、女性運動に関わった人々が売春問題への実践的な参与やその経験をどのように表現したかに焦点を当てる。社会改革を展望するような運動との直接的な関係はありませんでしたが、女性運動に関わる団体はセツルメント運動や児童福祉運動などの中で売春問題との関わりを持っていた。また、助産師などの職業団体も機関誌などを通じて、自身の経験に基づく売春問題への発言を行っていた。本報告では、女性運動に連なる福祉団体や職業団体までを視野に入れ、オーストリアの女性運動を総合的に捉え、そのセクシュアリティとの関係を考察する。

・佐藤雅哉「生殖権と新自由主義——レーガン政権期におけるメキシコシティ政策の 策定過程に注目して」

本報告はメキシコシティ政策を新自由主義との関連のなかで考察するものである。メキシコシティ政策とは、1984 年にメキシコシティで開催された国連主催の国際人口会議にて、アメリカ合衆国代表が公表した対外援助に関する指針である。その趣旨は、人口妊娠中絶に関連する活動を行う海外 NGO への対外援助を停止することだった。この政策は、被援助団体の医師やクリニックが中絶という選択肢があることを患者に伝えることや、中絶合法化にむけたロビー活動を行うことも禁じている。この対外援助方針はその後、共和党政権下で継続・拡大され、民主党政権下では停止されるというパターンを繰り返して現在に至っている。既存の研究はメキシコシティ政策導入の原因を国内政治との関係から説明している。つまり、合衆国内におけるプロ・ライフ運動の拡大の反映とみなしてきた(Connelly[2008]; Flowers[2019])。また、性と生殖に関する権利(生殖権)に関連する研究群は、メキシコシティ政策の策定が被援助国の生殖権の保障の歩みに与えた影響を考察してきた。Wang[2016]は、生殖権が女性の権利の重要な一部として確立していく進歩の流れに反するバックラッシュとして、同政策を位置付けている。また、Rodgers[2018]に代表される国際政治や開発経済学の

分野における先行研究は、この政策が発展途上国における医療体制の後退、再生産関連の健康指標の悪化、科学知発展の阻害という帰結をもたらしたと指摘する。

これらの先行研究の成果を踏まえつつ、本報告はメキシコシティ政策の策定過程を 同時代の新自由主義政策の展開という文脈のなかで考察する。この政策を初めて採用 したロナルド・レーガン合衆国大統領は、新自由主義諸改革を強固に推進した政権で ある。その傾向を反映してか、メキシコシティ政策の文言を仔細に検討すると、そこ は新自由主義的な言語に満ちていたことがわかる。同政策の導入以前の合衆国政府 は、適切な家族計画の推進による人口増加の抑制が被援助地域の開発と経済発展にと って不可欠だとみなしてきた。だが、メキシコシティで示された政策指針は、このよ うな政府主導の人口抑制政策は無益なばかりでなく有害であると断じ、被援助地域の 開発と経済発展は市場原理に基づいた改革の実施を通じて自然に解決すべきだと論じ た。さらに、人口増加は経済的な不利益をもたらすとは限らず、人的資本への適切な 投資がなされれば、人口増加はむしろ有益であると説いている。メキシコシティ政策 の文言において新自由主義的言語が活用されていたという事実は、同政策が共和党政 権によって再導入されるたびに生じるジャーナリスティックな議論からも、また学術 的な議論からも、抜け落ちているようにみえる。新自由主義政策の推進と、中絶を禁 ずる政策との間にはどのような連関性が存在し、メキシコシティ政策にはいかなる新 自由主義時代の含意が存在するのだろうか。本報告では、メキシコシティ政策の背 景・策定過程およびその帰結を検証することを通じて、この問いを考察する。この作 業を通じて本報告は、新自由主義秩序下における生権力の容態の一端を解明すること を目指す。

本文記載の参考文献(掲載順):

Matthew Connelly, Fatal Misconception: The Struggle to Control World Population (Harvard University Press, 2008); Prudence Flowers, The Right-to-Life Movement, the Reagan Administration, and the Politics of Abortion (Palgrave Macmillan, 2019); Guang-zhen Wang, Reproductive Health and Gender Equality: Method, Measurement, and Implications (Taylor & Francis, 2016); and Yana van der Meulen Rodgers, The Global Gag Rule and Women's Reproductive Health: Rhetoric Versus Reality (Oxford University Press, 2018).

部会 E 10 時~11 時 40 分 司会 小玉亮子

・片桐真佐子「ジェンダーの視点から見た、日本のキルト文化における「日本キルターズ協会」の位置づけと歴史的意義について」

本発表は、キルター(キルト制作者)たちの横のつながりを構築しようとした「日本キルターズ協会」(以下、「JQA」とする)の発足から解散までの活動をジェンダーの視点から分析するものである。

アメリカのキルト文化を受容した日本では、キルト作りにおいて、アメリカの「アンティーク・キルト」の歴史を日本の布文化の伝統に読み替えて土着化させ、日本の文化を背景とする「和のキルト」を出現させた1。「和のキルト」がキルト作りにおけるアメリカのキルト文化の土着化の形であったように、「JQA」という組織もアメリ

カのキルト作りのコミュニティを模倣・定着の試みであった可能性がある。アメリカのキルト文化受容は、キルト制作からコミュニティ形成まで及んだことを、「JQA」の事例を通して明らかにする。

アメリカのキルトが紹介され、その模倣から始まった日本のキルト受容は、高度経済成長以後の大量生産の規格品で満たされる豊かさから世界に一つだけの手作りを求める風潮への変化の中で展開してきた。その特徴は、アメリカのキルト作りにおけるパターンと呼ばれる基本的な縫い合わせの方法を「正統」とし、パターンを構成する際に布の色や素材を変えることを「個性」や「自己表現」とした点にある。

1980年代後半、キルトの専門雑誌が創刊されると、「キルティングビー」という活動が取り上げられるようになる。それは従来のキルト教室とは異なり、「先生」も「生徒」もなくキルト作りが楽しめる集まりであり、キルターたちは各地の「キルティングビー」を誌面から知ることとなった。そして、それらの活動を一つの組織にまとめようという動きが1987年に「JQA」を発足させた。

アメリカの「quilting bee」と日本の「キルティングビー」は、その活動内容や社会的意味付けに違いがある。前者は、丸太小屋を建てる際の共同作業と同様に、開拓時代から親しまれてきたもので、生活必需品であったベッドカバーサイズのキルトを共同で仕上げる作業を指している。それに対して後者は、1枚のキルトを共同で制作することは稀で、地域においてキルト作りという共通の趣味を持つ人々の同好会的な性格であったといえる。キルト雑誌がキルト作りの同好会を「キルティングビー」と呼んだことは、それ以前の「キルト教室」文化と差別化するためであり、それらの紹介記事では、「アメリカ仕込み」や「日本のキルト教室にはない」といったフレーズが付加されたため、コミュニティの創出にも手本はアメリカであるという印象が刻まれていった。

「JQA」では、こうした横並びの関係に支えられたキルトのコミュニティを「ギルド」的なものと位置づけた。ギルドは中近世の職能組合を指す言葉であるが、ここで「ギルド」という語が用いられたのは、キルター一人一人が自律的で技能を持った存在であろうとしたことが推察できる。

本発表では、35年間の活動後、2022年に解散した「JQA」の記録から、日本のキルト文化―そのほとんどの主体が女性―における「JQA」の位置づけと歴史的意義を日本のジェンダー史の一局面として明らかにする。

「JQA」では、こうした横並びの関係に支えられたキルトのコミュニティを「ギルド」的なものと位置づけた。ギルドは中近世の職能組合を指す言葉であるが、ここで「ギルド」という語が用いられたのは、キルター一人一人が自律的で技能を持った存在であろうとしたことが推察できる。35年間の活動後、「JQA」は2022年に解散した。本発表では、日本のキルト文化—そのほとんどの主体が女性—における「JQA」の位置づけと歴史的意義を日本のジェンダー史の一局面として明らかにする。

1 片桐真佐子「戦後日本におけるキルト受容に関する研究―「和のキルト」とは何か―」奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科博士論文、2023年。

・崔誠姫「学籍簿資料からみる植民地期朝鮮の女子中等教育—大邱女子高等普通 学校を中心に—」

1910 年韓国併合により朝鮮は日本の植民地となった。朝鮮を統治したのは朝鮮総督府(以下、総督府)で、教育関係を司ったのは学務局であった。総督府は朝鮮各地に学校を設立するが、在朝日本人には内地の教育制度をそのまま適用し、朝鮮人には朝鮮教育令のもと植民地教育/同化教育を行い、学校制度・学校名称のいずれにおいても日本人と朝鮮人を「区別」した。また、教育機関の設置は男子向けの教育機関が優先された。特に中等教育機関において、それは顕著であった。朝鮮人男子向けの中等教育機関である高等普通学校は1920年代初頭までに朝鮮の道庁所在地に設置済みであったが、女子向けの女子高等普通学校は1910年代にはソウル(京城)と平壌の2校のみであり、1920年代に入ってようやく各地に設立され始めた。このように朝鮮人女子は教育において、民族とジェンダーという二つの軸で、「区別」される存在であった。

植民地期の公立女子高等普通学校は解放後、韓国において公立女子高等学校に改編され、地域の名門校となっている。植民地期の開学から100 年を超える伝統校としての歴史を誇り、京畿女子高等学校(前身は京城女子高等普通学校)・慶北女子高等学校(前身は大邱女子高等普通学校)はそれぞれ記念館を設立している。1920 年代設立の女子高等普通学校はほかにもあるため、記念館設立や学校創立100 周年記念行事と関連し、新たな資料発掘が進んでいる。また、2022 年には解放 77 年を記念し、韓国国家記録院が所蔵する植民地期の学籍簿資料が全面公開された。このように、植民地期の女子中等教育研究に転機が訪れている。

本研究は上記のような資料公開時宜に基づき、大邱女子高等普通学校の学籍簿を資料とし検討を行う。主には大邱における女子教育の地域性を浮き彫りにし、加えて校長の思惑を明らかにする。その理由は、以下のとおりである。

第一に、大邱女子高等普通学校は 1926 年に設立された公立の女子中等教育機関であり、これまでの申請者の調査によると多くの生徒が大邱や慶尚北道出身であることから、学籍簿資料を通じて地域性を浮き彫りにすることが可能となる。これまで申請者の研究においても、朝鮮総督府資料を通じて朝鮮の全体像についてはある程度掴めたものの、地域の特色は掴むことが困難であった。学籍簿に書かれている諸情報から、地域性を明らかにすることは十分可能である。

第二に、大邱女子高等普通学校の校長を長らく務めていた白神寿吉の思惑を検討することである。白神は、多くの卒業生を奈良女子高等師範学校に留学させ、卒業後は母校や朝鮮内の女子高等普通学校の教員として、朝鮮人女子がキャリア形成できる道を作り出していた。白神の取り組みについては、崔誠姫「奈良女子高等師範学校の朝鮮人留学生一柳原吉兵衛宛書簡資料の分析を中心に一」(ジェンダー史学会2021年大会自由論題報告)においても言及したが、既発表の成果に学籍簿資料にある留学生の家庭環境・学籍簿に記入されている情報を加えることによって、なぜそれら生徒を教員にしようと考えたのか、という白神の思惑を明らかにすることができる。15年近く校長を務めていた白神の取り組みと大邱との地域的なかかわりについても、検討したい。

上記の二点を明らかにすることによって、韓国の名門女子高が 100 年を迎えつつあ

る今、新たな資料をもとに女子教育を地域から照射し、植民地教育と近代女子教育の 意義を改めて考えたい。